第5期 中 間 決 算 公 告

平成26年12月5日

北九州市小倉北区堺町一丁目1番10号
株 式 会 社 北 九 州 銀 行
取 締 役 頭 取　加　藤　敏　雄

中間貸借対照表（平成26年9月30日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現金預け金	70,948	預金	809,692
コールローン	3,766	譲渡性預金	52,343
有価証券	26,376	コールマネー	226
貸出金	842,024	借用金	285
外国為替	5,155	外国為替	94
その他資産	16,012	その他負債	16,620
その他の資産	16,012	未払法人税等	115
有形固定資産	18,320	リース債務	44
無形固定資産	1,598	その他の負債	16,460
前払年金費用	846	賞与引当金	346
繰延税金資産	1,563	退職給付引当金	1,133
支払承諾見返	7,851	睡眠預金払戻損失引当金	41
貸倒引当金	△15,955	再評価に係る繰延税金負債	4,038
		支払承諾	7,851
		負債の部合計	892,674
		（純 資 産 の 部）	
		資本金	10,000
		利益剰余金	63,097
		その他利益剰余金	63,097
		固定資産圧縮積立金	241
		別途積立金	59,189
		繰越利益剰余金	3,666
		株主資本合計	73,097
		その他有価証券評価差額金	5,489
		土地再評価差額金	7,247
		評価・換算差額等合計	12,737
		純資産の部合計	85,835
資産の部合計	978,509	負債及び純資産の部合計	978,509

中間損益計算書 〔平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**7,126**
資金運用収益	5,392	
（うち貸出金利息）	（ 5,191）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 168）	
役務取引等収益	767	
その他業務収益	57	
その他経常収益	909	
経常費用		**5,401**
資金調達費用	477	
（うち預金利息）	（ 429）	
役務取引等費用	304	
営業経費	4,582	
その他経常費用	37	
経常利益		**1,725**
特別損失		**0**
税引前中間純利益		**1,725**
法人税、住民税及び事業税	**284**	
法人税等調整額	**340**	
法人税等合計		**625**
中間純利益		**1,099**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式は中間決算期末月１カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　７年　～　47年

その他　　３年　～　15年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．繰延資産の処理方法

開業費は資産として計上し、開業の時から５年間にわたって定額法により償却しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理する方法によっております。

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

７．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

９．連結納税制度の適用

当行は、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間と平均支給期間に基づいた単一の割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間期の期首の前払年金費用が61百万円減少、退職給付引当金が148百万円増加し、利益剰余金が135百万円減少しております。また、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ３百万円増加しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

１．関係会社の出資金総額　19百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保に差し入れている有価証券は27,420百万円であります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は6,833百万円、延滞債権額は11,202百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は154百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,855百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,047百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,301百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済や公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券3,713百万円、預け金３百万円及びその他資産６百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金は295百万円が含まれております。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は69,514百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが66,964百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

１０．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

１１．有形固定資産の減価償却累計額　6,595百万円

１２．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は975百万円であります。
１３．自己資本比率（国内基準）　11.87%

（中間損益計算書関係）
「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益719百万円を含んでおります。

（金融商品関係）
○金融商品の時価等に関する事項
平成26年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	70,948	70,948	－
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,470	2,498	27
その他有価証券	23,294	23,294	－
(3)貸出金	842,024		
貸倒引当金(＊１)	△15,886		
	826,138	825,718	△420
資産計	922,852	922,459	△392
(1)預金	809,692	809,981	288
(2)譲渡性預金	52,343	52,343	－
負債計	862,035	862,324	288
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	74	74	－
デリバティブ取引計	74	74	－

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊２）　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法
資　産
(1)現金預け金
約定期間が短期間（１年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。
自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。
(3)貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
負　債
(1)預金、及び(2)譲渡性預金
要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
①非上場株式（＊１）	589
②組合出資金等（＊２）	21
合　計	610

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券（平成26年９月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	500	510	10
	社債	1,958	1,975	17
	小計	2,458	2,486	27
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	―	―	―
	社債	12	12	△0
	小計	12	12	△0
合　計		2,470	2,498	27

２．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成26年９月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
投資事業有限責任組合	19
合　計	19

３．その他有価証券（平成26年９月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,738	6,459	8,278
	債券	6,567	6,303	263
	国債	3,086	3,015	70
	地方債	2,913	2,749	164
	社債	567	539	28
	小計	21,305	12,763	8,542
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,989	2,236	△247
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	小計	1,989	2,236	△247
合　計		23,294	14,999	8,294

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	589
その他	21
合　計	610

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、16百万円（うち、株式16百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,034百万円
退職給付引当金	101
賞与引当金	122
減価償却費	78
減損損失	38
有価証券有税償却	248
その他	190
繰延税金資産小計	4,814
評価性引当額	△314
繰延税金資産合計	4,500
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,805
固定資産圧縮積立額	132
繰延税金負債合計	2,937
繰延税金資産の純額	1,563百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	85,835,453円44銭
１株当たりの中間純利益金額	1,099,635円88銭